

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業 要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名	頁	項目			タイトル	種別	内 容	回 答	
1	要求水準書(案)	3	第1章	第1節	8	(1)	運営準備期間	質問	「試運転に必要な人員の件費、用役費等及び運転指導に必要な費用は施工業者とし、運転指導を受ける人員の件費は運営事業者の負担とする。」との記載がありますが、運営事業者が運転指導を受ける人員配置の人数、想定期間がありましたらご教示ください。	施工企業による運転指導は基本的に試運転期間中の90日間に行いますが、必要に応じ変更になる場合があります。運転指導を受ける人員については、令和6年4月からの稼働に向けて運転管理等を習熟する必要がある人員になります。
2	要求水準書(案)	14	第1章	第3節	11		保険	意見	運営事業者が加入する保険として、火災保険が記載されていますが、火災保険は高額な保険であるため、事業者での追加付保は過剰仕様となり、事業全体のLCCを増加させる要因になります。組合様にて加入される保険(※)を踏まえると、二重に付保する必要はないと考えるため、削除をお願いいたします。 ※要求水準書(案)p14:「なお組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、必要な保険に加入する予定である。」	検討し公募公告時に示します。
3	要求水準書(案)	14	第3節	11			保険	質問	建設中である施設(機械設備、建築設備)の資産価値について保険加入時の保証額算定に必要なことから、当該資産額についてわかる資料の開示は可能と考えてよろしいでしょうか。	「設置届出書」、「実施設計図書」、「実施設計図面」を公告時の閲覧資料として提示予定です。なお、建設費については、「道央廃棄物処理組合焼却施設建設工事 契約状況表」を参考にしてください。
4	要求水準書(案)	14	第1章	第3節	12		地域振興	質問	地元住民の人材雇用とは、雇用する事業者の所在地でなく、住民の居住地が組合構成市町内にあることを指すものでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準書(案)	14	第1章	第3節	13		建設産業における生産システム合理化指針	意見	「建設産業における生産システム合理化指針」は建設業に対する指針となります。管理運営事業は建設業に該当しない為、削除をお願いいたします。	補修工事等を行う際の参考として記載しています。
6	要求水準書(案)	15	第3節	15	(3)	(4)	運営マニュアル及び業務計画書等の作成	意見	業務計画書を60日前までに提出し、当該年度分の業務計画書を各年度30日前までに提出することとなっていることから、当該施設の施工企業の実設計図書等から参考にしなければ分かりえない内容があると判断しています。この件に関して公告時に閲覧が可能と考えてよろしいですか。	「設置届出書」、「設置設計図書」、「実施設計図面」を公告時の閲覧資料として提示予定です。
7	要求水準書(案)	16	第4節	6			特定部品の調達	質問	特定部品の調達については、施工企業と取り交わす協定書に基づく記載されていますが、今後、事業者側が事業計画を立案するうえで、機器名、納期、費用等は必要な情報となります。特定調達品リストは、公告時に開示され、かつ、費用、交換頻度、納期等が明記されているリストになるのでしょうか。	公募公告時に提示予定です。なお、費用、交換頻度については事業者提案の範囲内です。
8	要求水準書(案)	17	第1章	第4節	7	(3)	予備品及び消耗品	質問	運転管理の不備など、運営事業者の帰責事由によって1年の間に当初納入数量に不足が生じた場合は、無償でなく有償で追加との理解でよろしいでしょうか。	運営事業者の帰責事由による場合はご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	17	第3節	7	(3)		予備品及び消耗品	質問	「施工企業が1年間に必要とする数量を納入する。」とあり、また「不足が生じた場合は、施工企業が残存期間中に必要と想定される数量を無償で追加」とありますが、施工企業見込数量と受託企業使用量で乖離が発生した場合、費用負担が不明確となることが懸念されます。施工企業が納入する消耗品のリスト、数量、根拠について必要な資料等の開示は可能と考えてよろしいでしょうか。	公募公告時に提示予定です。
10	要求水準書(案)	17	第1章	第4節	7	(4)	責任の明確化	質問	運営事業者、施工企業及び組合様との協議の結果、責任の所在の明確化が困難となった場合、「運営業務に伴うリスクは、原則として運営事業者が負うものとする」との原則にもとづき、運営事業者で対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書(案)	17	第4節	7			施設の保証期間と責任の明確化	意見	本件は、施設竣工後の契約不適合責任期間も運営期間に含まれています。特に竣工後の数年間は初期トラブルの発生及びそれに伴う性能維持が困難となる場合も想定され、その費用も予測が困難なことから、施工の契約不適合責任期間中の定期整備費や定期点検費等は施工企業側の負担とされるケースもあります。施工の契約不適合責任期間中の定期整備費や定期点検費等の取り扱いについてご検討願えないでしょうか。	検討し公募公告時に示します。
12	要求水準書(案)	18	第4節	8	(5)		事業期間終了時の取扱い	質問	延命化対策工事の可否について協議すると書かれていますが、20年間においては、すべての補修更新については、運営の範囲となるのでしょうか。交付金対象事業として、別途、大規模改修(基幹整備)を期間内で実施する計画はありますか。	20年間において、要求水準を満たすために必要な補修更新については、運営の範囲になります。なお、現時点で交付金対象事業の大規模改修(基幹整備)を期間内で実施する予定はありません。
13	要求水準書(案)	19	第2章	第2節	(2)		有資格者の配置	質問	ボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者は、試運転期間より配置する必要があると認識していますが、所轄官庁への届出(専任)は運営開始からの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書(案)	20	第2章	第2節	(2)		運営必要資格(参考)	質問	表2.2-1「運営必要資格(参考)」に、エネルギー管理士が記載されています。本施設がエネルギー管理者を選任する施設に該当しないため、エネルギー管理士資格者の配置は不要との理解でよろしいでしょうか。	本表は参考として提示したものであり、必要に応じて配置してください。
15	要求水準書(案)	21	第3章	第2節	1	(4)	搬入タイミング	質問	「状況に応じて車両の搬入タイミングを調整すること。」と記載があります。ごみ搬入車両は運営事業者で時間を調整することができないため、ここで該当する車両とは、焼却灰(主灰)搬出車、飛灰処理物(ばいじん)搬出車及び薬品搬入車など、運営事業者で時間を調整できる車両を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう搬入タイミングは、施設内に入ってきてから、プラットホーム内で混雑等が起きないように調整を行うことを想定しております。

道央廃棄物処理組合焼却施設管理運営事業 要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

No	資料名	頁	項目			タイトル	種別	内 容	回 答	
16	要求水準書(案)	21	第3章	第2節	4	(1)	後納の取り扱い	質問	「各構成市町が定めるごみ処理手数料を組合が定める方法により収納し」とあります。後納の収納は、運営事業者の収納業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 仮に運営事業者の所掌とする場合は、後納する許可業者は運営事業者で決定できるとの理解でよろしいでしょうか。	後納の収納は運営事業者の収納業務に含まれませんが、後納手続きに必要な計量データの集計等は含まれます。
17	要求水準書(案)	22	第3章	第2節	5		受付時間	質問	「受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。」とあります。受付時間外に受付を指示する日には、年間どの程度を予定されているかご教示ください。	現時点では想定しておりません。
18	要求水準書(案)	23	第4章	第2節	1	(2)	搬入管理	意見	「荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと」と記載がありますが、「搬入ごみの荷下ろし補助」が補助業務に該当する場合は、下記の理由により実施が困難です。削除をお願いいたします。  ■理由 ①搬入車両内にある間(施設内に荷下ろしするまで)は、搬入物の所有権及び責任は、搬入者にあるため。 ②荷下ろしの手伝いをした際に、搬入車両、搬入者を傷つけてしまう事例があり、そのようなトラブルを回避するため。 ③車両への積み込み時には、搬入者自身で行っているため、荷下ろし時のみ補助が必要になるとは想定されにくい。	検討し公募公告時に示します。
19	要求水準書(案)	25	第2節		9		性能試験の実施	質問	「運営事業者は、本施設の建設業務に基づく性能試験項目のうち、運営開始後に実施が必要となる項目について、施工企業の指導のもと」とありますが、施設運転条件などにおいて施工企業から指定されることとなるのでしょうか。また、その場合の各種ユーティリティーの見込み使用量などの情報は開示されると考えてよろしいでしょうか。	前段につきまして、ご理解のとおりです。 後段につきまして、「運営開始後に実施が必要となる項目」につきましては、運営事業者が実施する通常の運転により確認する項目であるため、各種ユーティリティーの使用量は通常の運転に必要な使用量になります。なお、試験のために別途費用が発生した場合は施工企業が負担することになります。
20	要求水準書(案)	28	第3節		2,3		修繕工事、更新工事	意見	実施設計図書等にユーティリティー使用量や補修更新工事の計画等を明記されていると思われませんが、これらの情報は今後、事業者側が事業計画を立案するうえで必要と考えます。これらの資料等の開示は可能と考えてよろしいでしょうか。	「設置届出書」、「設置設計図書」、「実施設計図面」を公告時の閲覧資料として提示予定です。なお、「補修更新工事の計画」については事業者提案の範囲内です。
21	要求水準書(案)	31	第3節		6		設備台帳の作成	質問	「…設備台帳を作成し、」とありますが、焼却施設は多くの設備・機器から構成されており、作成には期間を要します。施工企業からの引渡し図書の中に設備台帳は含まれていないのでしょうか。	施工企業からの引渡し図書に含まれます。
22	要求水準書(案)	36	第6章	第3節	1	(3)	要監視基準及び停止基準の判定方法	意見	表6.3-1(排ガス等の要監視基準及び停止基準)の水銀が連続測定項目とバッチ測定項目の両方に含まれておりますが、法令に基づき、バッチ測定項目による監視としていただきたくお願いいたします。	検討し公募公告時に示します。
23	要求水準書(案)	36	第6章	第3節	1	(3)	停止基準値を超過した場合に停止する炉	質問	表6.3-1(排ガス等の要監視基準及び停止基準)の連続測定項目及びバッチ測定項目が停止基準を超えた場合、「本施設の運転を停止すること」とあります。基準値を超過した炉のみを停止との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書(案)	37	第6章	第3節	2		要監視基準値を超えた場合の対応	質問	改善作業の着手には、組合様の承諾が必要となっております。 異常燃焼により突発的に要監視基準値を超過し、運転員の機器操作ですぐに復旧(改善)可能な場合は、組合様の承諾なしでも行えるものとの理解でよろしいでしょうか。	事後承諾については、協議のうえ決定します。
25	その他						雇用について	質問	現行施設の地元従業員の雇用の継続についてのお考えをご教示願います。	現在、本組合では施設を所有していませんので回答できません。